

国土交通省告示第八百二十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号口(2)（）の規定に基づき、この告示を制定する。

平成十九年六月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号口(2)（）の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第八十一条第二項第一号口に規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合における免震建築物の構造計算書を別表に定め、構造計算概要書を別記第一号様式に定める。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

別表

<p>構造計算書の種類</p>	<p>(一) 別記第一号様式による構造計算概要書</p>	<p>構造計算チェックリスト</p>	<p>使用構造材料一覧表</p>
<p>明示すべき事項</p>	<p>別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>

(二)	<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p> <p>基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>
<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p> <p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p> <p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類</p> <p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p> <p>地盤調査方法及びその結果</p>

略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置
略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置
部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法
	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
	各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の数値及びその算出方法
	積雪荷重の数値及びその算出方法
	風圧力の数値及びその算出方法（免震層を除く。）
	地震力の数値及びその算出方法（免震層を除く。）
	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法

	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p> <p>地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八百七十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項</p>
断面計算書（断面検定比図を含む。）	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p>

	積雪・暴風時耐力計算書	積雪・暴風時耐力計算結果一覧表	(三) 免震層の構造計算に関する計算書
平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法（免震層を除く。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の耐力の数値及びその算出方法（免震層を除く。）	免震層の構造計算の過程に係る部分
<p>免震層の偏心率の算出方法</p> <p>免震層の設計限界変位の算出方法</p> <p>設計限界固有周期の数値及びその算出方法</p> <p>履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数の数値及びその算出方法</p>	<p>平成十二年建設省告示第二千九号（以下「告示」という。）第六第二項第二号の積雪時に免震層に作用する積雪荷重の数値及び算出方法</p> <p>流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数の数値及びその算</p>		

免震層の構造計算の結果に係る部分												
	出方法	設計限界固有周期における免震層の振動の減衰による加速度の低減率の数値及びその算出方法	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法	免震層に作用する地震力の数値及びその算出方法	免震層の地震応答変位の算出方法	暴風により免震層に作用する風圧力の数値及びその算出方法	免震層の風応答変位の算出方法	免震層の応答速度の算出方法	流体系減衰材の負担せん断力係数の算出方法	免震建築物の接線周期の算出方法	免震材料のばらつき、環境及び経年変化に関する検討内容	免震層の偏心率の数値

(五)	(四)								
使用上の支障に関する計算書	基礎ぐい等計算書	免震層の応答の確保に関する部分							
			建築基準法施行令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	下部構造が告示第六第四項第三号の規定に適合することの検証内容	上部構造と建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離の数値	上部構造の各階の層間変形角の数値	免震材料が告示第六第二項第十号イ及びロの規定に適合することの検証内容	免震建築物の接線周期の数値

(六) 土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書 告示第六第五項に規定する構造計算の計算書

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。
- 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。
- 三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書（構造計算概要書を含む。）を作成すること。
- 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。

構造計算概要書

(免震建築物)

§ 1 建築物の概要

【1. 建築物の名称】 (参照頁)

【2. 構造計算を行った者】 (参照頁)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所】 () 建築士事務所 () 知事登録 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 建築場所】 (参照頁)

【4. 主要用途】 (参照頁)

【5. 規模】 (参照頁)

【イ. 延べ面積】 m²

【ロ. 建築面積】 m²

【ハ. 構造】 造 一部 造
【ニ. 階数】 地上 階 地下 階 塔屋 階

【ホ. 高さ】 m

【ヘ. 軒の高さ】 m

【ト. 基礎の底部の深さ】 m

【6. 構造上の特徴】

【7. 構造計算方針】

【 8 . 使用プログラムの概要】

【イ . プログラムの名称】

【ロ . 国土交通大臣の認定の有無】

有（認定プログラムで安全性を確認） ・ 有（その他） ・ 無

【ハ . 認定番号】

【ニ . 認定の取得年月日】

【ホ . 構造計算チェックリスト】 （参照頁 ）

【 9 . 使用する材料と部位】

(1)木材以外の場合

材 料	設計基準強度 又は品質	使用部位	認定の有無	備 考

(2)木材の場合（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材 料	規 格	等 級	樹 種	使用部位	備 考

【 1 0 . 使用する材料の許容応力度等】

(1)コンクリートの許容応力度

種 類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			備 考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他 の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）			基準強度 （単位 一 平方ミリメ ートルにつ きニュート ン）	備考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材 料	規格・ 樹種等	長期に生ずる力に対 する許容応力度（単位 一平方ミリメートル につきニュートン）				短期に生ずる力に対 する許容応力度（単位 一平方ミリメートル につきニュートン）				基準強度（単位 一 平方ミリメートルに つきニュートン）				備考
		圧 縮	曲 げ	せん 断	め り 込 み	圧 縮	曲 げ	せん 断	め り 込 み	圧 縮	曲 げ	せん 断	め り 込 み	

(4)鋼材の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）				基準強度 （単位 一 平方ミリメ ートルにつ きニュート ン）	備考
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断		

(5) 免震材料の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対 する許容応力度（単 位 一平方ミリメ ートルにつきニュート	短期に生ずる力に対 する許容応力度（単 位 一平方ミリメ ートルにつきニュート	水平基準 変形（単 位 メー トル）	設計限界 変形（単 位 メー トル）	限界速度 （単位 メートル 毎秒）	備考

	ン)		ン)					
	圧縮	せん断	圧縮	せん断				

【11．基礎・地盤説明書】（参照頁　　）

【12．略伏図等】（参照頁　　）

【13．略軸組図等】（参照頁　　）

【14．部材断面表】（参照頁　　）

【15．特別な調査又は研究の結果等説明書】（参照頁　　）

§2 荷重・外力等

【1．固定荷重】（参照頁　　）

【2．積載荷重】（参照頁　　）

【3．積雪荷重】（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　　c m

【ロ．単位荷重】　　N / (m² · c m)

【ハ．積雪荷重の低減】　　有 ・ 無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

【4．風圧力】（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】

【ロ．基準風速】 $V_0 =$ m / 秒

【ハ．Eの数値】 $E = E r^2 \cdot G f =$

【ニ．速度圧】 $q = 0.6 E V_0^2 =$ N / m²

【ホ．風力係数】

平成12年建設省告示第1454号第3に規定する式に基づき算出
風洞試験の結果に基づき算出

【5．地震力】

【イ．地震地域係数】

$Z =$

【ロ．表層地盤における加速度の増幅率Gsの数値（地盤種別）】

$G_s =$ （第　　種地盤）

【ハ．設計限界固有周期Ts】

$T_s =$ 秒

【ニ．工学的基盤における加速度応答S0】

$S_0 =$ m / s²

【ホ．設計限界固有周期における免震層の振動の減衰による加速度の低減率Fh】

$F_h =$

【ヘ．履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数h_d】

$h_d =$

【ト．流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数h_v】

$h_v =$

【チ．免震層に作用する地震力Q】

$Q =$ kN

【リ．上部構造に作用する地震力（概要）】

方向	階	w _i （単位 キロ ニュートン）	w _i （単位 キ ロニュートン）	i	A _i	C _r i	Q _i （単位 キロ ニュートン）	の 数値	備 考

【ヌ．下部構造に作用する免震層からの地震力Q_{iso}】

$Q_{iso} =$ kN

【6．荷重分布図】（参照頁　　）

【7．地盤の増幅】

【7.1.地盤調査の概要】 (参照頁)

【イ.地盤調査の位置】

【ロ.地盤調査の概要】

【ハ.工学的基盤の傾斜】 傾斜 度

【ニ.液状化のおそれの有無】

中規模な地震時 : 有 (液状化の程度) 無

大規模な地震時 : 有 (液状化の程度) 無

【7.2.地盤調査結果】 (参照頁)

【イ.工学的基盤の深さ】

$$H_0 = \text{m}$$

【ロ.表層地盤の一次卓越周期 T_1 】

$$T_1 = \text{秒}$$

【ハ.表層地盤の二次卓越周期 T_2 】

$$T_2 = \text{秒}$$

【ニ.設計限界固有周期】

$$T_s = \text{秒}$$

【ホ.表層地盤の一次固有周期に対する増幅率 G_{s1} 】

$$G_{s1} =$$

【ヘ.表層地盤の二次固有周期に対する増幅率 G_{s2} 】

$$G_{s2} =$$

【ト.相互作用に関する係数】

$$=$$

【チ.表層地盤における加速度の増幅率 G_s 】

$$G_s = (= \times)$$

【リ.地盤調査結果一覧表】 (参照頁)

深 度 (単位 メート ル)	層 厚 (単位 メート ル)	Vsi (単 位 メ ートル 毎秒)	i (単 位 - 立方メ ートル につき トン)	ui (単 位 メ ートル)	ui (単 位 メー トル)	せん断剛性 G_i (単位 一平方メ ートルにつ き キロニュー トン)	減衰定 数 h_i	改良の有無 (記載例) 350(200)

【ヌ.加速度応答スペクトル図】 (参照頁)

【8.その他の荷重・外力】

- 【イ．土圧に対する考慮】（参照頁　　）
- 【ロ．水圧に対する考慮】（参照頁　　）
- 【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】（参照頁　　）

§ 3 応力計算

- 【 1 ． 架構モデル図】（参照頁　　）
- 【 2 ． 鉛直荷重時応力（免震層を除く。）】（参照頁　　）
- 【 3 ． 水平荷重時応力（免震層を除く。）】（参照頁　　）

【 4 ． 水平力分担】

(1)木造以外の場合（参照頁　　）

方向	階	Qc（単位キロニュートン）	Qw（単位キロニュートン）	Qc+ Qw（単位キロニュートン）	$\frac{\sum Q_w}{\sum Q_c + \sum Q_w}$	設計用分担率（単位パーセント）	
						柱の分担率	耐力壁又は筋かいの分担率

(2)木造の場合（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	必要耐力（単位キロニュートン）		許容せん断耐力（単位キロニュートン）
				地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認（参照頁　　）

方向	階	床面積（単位平方メートル）	見付面積（単位平方メートル）	必要壁量（単位メートル）		存在壁量（単位メートル）
				地震力	風圧力	

- 【 6 ． 基礎反力図】（参照頁　　）

【7．風用拘束装置の検討】（参照頁　　）

§ 4 断面計算

【1．断面検定表】（参照頁　　）

【2．長期荷重時断面検定比図】（参照頁　　）

【3．短期荷重時断面検定比図】（参照頁　　）

【4．免震材料の断面検定に係る事項】（参照頁　　）

§ 5 免震層に関する計算等

【1．免震層の偏心率 Re 】（参照頁　　）

$Re =$

【2．免震層の応答変位】（参照頁　　）

方向	設計限界 変形（単位 メートル）	暴風時		地震時			備考
		風圧力（単位 キロニュートン）	風応答変位 （単位 メートル）	地震力（単位 キロニュートン）	地震応答変位 （単位 メートル）	の 数値	

【3．免震層の応答速度 V_r 】（参照頁　　）

$V_r =$ m/秒

【4．流体系減衰材の応答速度】

方向	規格・種 別等	応答速度（単位 メートル毎 秒）	限界速度（単位 メートル毎 秒）	備考

【5．流体系減衰材の負担せん断力係数 μ 】（参照頁　　）

$\mu =$

【6．免震建築物の接線周期 T_t 】（参照頁　　）

$T_t =$ 秒

【7．免震材料のばらつき等に関する検討】（参照頁　　）

【8．免震層の地震に対する性能を示した曲線】（参照頁　　）

【9．上部構造の各階の層間変形角】（参照頁　　）

方向	階	階高（単位　ミリメートル）	最大の層間変位（単位　ミリメートル）	最大の層間変形角

【10．上部構造と建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離】（参照頁　　）

【11．平成12年建設省告示第2009号第6第4項第3号の規定に適合することの検証内容】（参照頁　　）

§6 基礎ぐい等の検討（参照頁　　）

§7 使用上の支障に関する検討（参照頁　　）

§8 土砂災害特別警戒区域内破壊防止に関する検討（参照頁　　）

(注意事項)

1. 共通事項

建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表の大きさを調整してください。

「(参照頁)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあっては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるように理由を明記してください。

数字は算用数字を用いてください。

2. 「§1 建築物の概要」関係

8欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

8欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

8欄の「国土交通大臣の認定の有無」の回答欄の「有(その他)」は、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを当該プログラムの適用範囲を超えて使用する場合などが該当します。

8欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

9欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

9欄の「認定の有無」は、法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあっては認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、「備考」には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

10欄については、構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用される他の主要な材料については、10欄中の(1)から(5)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

10欄(5)の表中「限界速度」は、流体系の減衰材を使用する場合にのみ数値を記入することとし、それ以外の場合は空欄としてください。

10 欄(5)の表中「備考」は、支承材にあつては弾性系、すべり系又は転がり系の別、減衰材にあつては弾塑性系、流体系、摩擦系又は粘弾性系の別を記入してください。12 欄は、基準階(免震層を含む。)の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図(以下「略伏図等」という。)を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるように図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

13 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図(以下「略軸組図等」という。)を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるように図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

14 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

15 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

15 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

15 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

3. 「§ 2 荷重・外力等」関係

2 欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重(以下「特殊荷重」という。)が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

4 欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

4 欄の「風力係数」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

5 欄の設計限界固有周期、工学的基盤における加速度応答、 F_h 、 h_d 、 h_v 、免震層に作用する地震力及び下部構造に作用する免震層からの地震力は、計算する方向別に記入してください。

5 欄りの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) w_i は、 i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第 2 項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ) w_i は、 i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ) i は、建築物に生ずる常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

二) A_i は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ) C_{ri} は、 i 階の層せん断力係数とする。

ヘ) Q_i は、 i 階に生ずる地震力の数値とする。

ト) の数値は、平成 12 年建設省告示第 2009 号告示（以下「告示」という。）第 6 第 3 項に規定する の数値とする。

6 欄は、特殊荷重の分布を略伏図等上に記入してください。

7. 1 欄は、表層地盤による加速度の増幅率 G_s を略算によって求める場合には、精算によって求める場合のみ関わる事項は省略してください。

7. 1 欄の「地盤調査の位置」は、平面図に調査方法とともに記入し、複数ある場合は、それぞれについて記入してください。

7. 1 欄の「液状化のおそれの有無」には、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入し、液状化の程度を記入してください。また、地盤改良を行う場合は、改良前の地盤について記入してください。

7. 2 欄又の G_s の数値は、相互作用を考慮しない場合の数値も記入してください。

7. 2 欄ルの表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ)「深度」欄は、工学的基盤を最下欄として表示する。

ロ) V_{si} は、 i 層のせん断波速度とする。

ハ) ρ_i は、 i 層の密度とする。

二) u_i は、地震時の i 層の地盤からの相対変位とする。

ホ) u_i は、地震時の i 層の地盤からの相対変位 u_i から地震時の $i-1$ 層の地盤からの相対変位 u_{i-1} を減じて得た数値とする。

ヘ) G_i は、地震時の i 層のせん断剛性とする。

ト) h_i は、地震時の i 層の減衰定数とする。

チ) 地盤改良を行った層は、「改良の有無」欄に 印を付けるとともに、改良後の特性値を記載し、改良前の特性値を（ ）をつけて記載すること。

7. 2 欄の加速度応答スペクトル図の作成に当たっては、横軸を周期、縦軸を加速度応答として図示するとともに、記載の考え方を示した資料を添付してください。

4. 「§ 3 応力計算」関係

1 欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

2 欄及び 3 欄は、平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第三号様式に従って作成し

た応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

4 欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) Q_c は、柱が負担するせん断力とする。

ロ) Q_w は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

6 欄は、平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第四号様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

7 欄は、暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置を講じた場合に、その安全性に関する検討を行った結果を示すこと。

5. 「§ 4 断面計算」関係

1 欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

1 欄の断面検定表には、原則として平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第一号様式の別表に掲げる項目を記入してください。ただし、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができます。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義した場合は、表の記号によらないことができます。

2 欄及び 3 欄は、平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第五号様式に従って作成した断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

6. 「§ 5 免震層に関する計算等」関係

1 欄、3 欄、5 欄、6 欄及び 9 欄は、計算する方向ごとに記入してください。

7 欄は、告示第 6 第 2 項第 5 号八に規定する、告示第 6 第 2 項第 4 号に規定する及び告示第 6 第 3 項第 1 号に規定する について、それぞれ 1.2、告示第 6 第 2 項第四号の表の数値及び 1.3 以外の数値を用いた場合にあっては、免震材料の特性の環境及び経年変化に関するばらつき等についての検証内容を記載した資料を添付し、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

8 欄は、計算する方向別に記入するとともに、免震層の地震に対する性能を示した曲線の記載の考え方を示した資料を添付してください。

9 欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) 「最大の層間変位」欄は、告示第 6 第 3 項第 1 号の地震力によって各階に生ずる最大の層間変位とする。

ロ) 「最大の層間変形角」欄は、最大の層間変位を階高で除した数値とする。

11 欄は、告示第 6 第 3 項第 5 号に関する検討内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。